

## 羽島市子育てサークル・子育て支援団体登録手続きについて

市では、子育て中の親子が気軽に集い、相互交流を図り、より楽しい子育てにつなげるサークル活動等子育てを支援する団体を応援しています。

登録基準を満たし、適切な活動であると認められるサークル・団体を「羽島市子育てサークル・子育て支援団体」として登録し、活動を支援します。

### <支援内容>

登録された羽島市子育てサークル・子育て支援団体には「登録証」を発行し、下記の支援を行います。

- 1.羽島市広報紙などでのサークル・団体紹介
- 2.羽島市福祉ふれあい会館利用料の2分の1の減免

### <登録基準>

- 1.羽島市内で活動していること。
- 2.政治活動、宗教活動、営利を目的とした活動をしないこと。
- 3.サークル及び団体間の協調と地域住民との連携を図るとともに、地域に開かれた活動を行うことができるサークル・団体等であること。
- 4.その他、公序良俗に反する行為を行うサークル・団体でないこと。

### <登録手続き>

登録手続きを行う場合、次の書類を2月中に、子育て・健幸課に提出してください。また、提出期限後の申し込みは可能ですが、受けられる支援に限りがあります。

- 1.羽島市子育てサークル・子育て支援団体登録票
- 2.羽島市子育てサークル・子育て支援団体会員名簿

### <登録の更新>

登録の有効期限は登録日の属する年度末までとなります。

毎年更新としますので、前年度の2月中に、登録書類の提出をお願いします。

代表者・活動内容等登録内容に変更があった場合は必ず子育て・健幸課に届け出てください。

### <登録の取り消し>

羽島市子育てサークル・子育て支援団体として登録した場合でも下記事由により不適

切であると判断された場合は、登録を取り消すことがあります。

- 1.登録申請の内容に虚偽の記載があったとき。
- 2.登録基準の趣旨を具備しなくなったとき。
- 3.施設の不適切な使用を行ったとき。
- 4.登録更新を行わなかったとき。
- 5.その他市長が登録を不適當であると判断したとき。